

7. 家賃の減免

市営住宅の入居者の収入が著しく低額である場合には、家賃を減免することができますので、「減免申請書」に必要事項を書き込み、必要書類を添付して提出して下さい。なお、減免の対象となるのは、次の世帯に限ります。

- (1) 非課税世帯
- (2) 生活保護世帯（家賃が全額支給されない場合）
- (3) 転職や退職のために収入が著しく減少した世帯

※本人の申請により、申請のあった翌月の家賃から減免となります。

8. 管理人

入居者の中から毎年管理人を選任していただき、下記の事務をお願いしています。

- (1) 同居の承認や入居承継、住宅返還等の際の確認
- (2) 各種届出書類の配布
- (3) 共有部分の修繕箇所の取り次ぎ
- (4) 入居者と住宅課及び指定管理者との連絡調整



9. 指定管理者

松山市においては、平成21年4月から一部を除き、市営住宅の維持管理等の業務を指定管理者（地方自治法により定められた制度で議会の議決により決定された公の施設を管理する者）に委託しました。

これにより、入居者の家賃の決定等を除く業務を指定管理者が行うこととなります。（連絡先等はP.14をご覧ください。）

